

2024年2月

**「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」の変更について**

当社は、関西電力送配電株式会社の託送供給等約款の見直しに伴う認可※等を踏まえ、2024年4月1日から「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）」を変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

※関西電力送配電株式会社プレスリリース「[託送供給等約款の認可について](#)」  
(2024年1月17日)

## 記

## ○主な変更概要

2024年4月1日実施の契約要綱について、2023年4月1日実施の契約要綱からの主な変更点は以下の通りです。

項番	項目	変更の概要
3	用語の定義	系統連系受電契約（発電側課金制度）にかかる用語を定義しました。
6	電力受給契約の申込み	系統連系受電契約の取扱いについて定義しました。
1 8	料金等の算定	系統連系受電契約の適用を踏まえ、当社における取扱い（料金算定等）を明確化しました。
附則 6	系統連系受電契約の締結に関する特別措置	契約要綱の変更以前に電力受給契約を締結している場合における、系統連系受電契約の取扱いについて定義しました。

以上